初等中等教育分科会教員養成部会運営規則

令和三年六月二十八日

教 員 養 成 部 会 決 定

中 央教育審議会運営規則 (令和三年三月十二日中央教育審議会決定) 第四条第五項の規定に基づき、 初等

中等教育分科会教員養成部会運営規則を次 のように定める。

(趣旨)

第 条 初等中等教育分科会教員養成部会 (以 下 「部会」という。) 0 議事 の手続その 他部会の 運営に関

必 要な事項 は、 中 央教育審議会令 (平成十二年政令第二百八十号) 中央教育審議 会運 営 規 則 及び 初等

中等教育分科会運営規則に定め

るも

の の

ほ

か、

この規則

の定めるところによる。

(課程認定委員会)

第二条 部会に、 次の 各号に掲げる事項を分担させるため、 課程認定委員会 (以 下 「委員会」 という。 を

置く。

教員免許状の授与 O所要資格を得させるために適当と認める大学等の課程の 認定 (以 下 「課程認定

という。 \mathcal{O} 審査に関 はする事 項

- 一 課程認定を受けた大学等への実地視察に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、 課程認定を受けた大学等の課程の水準の維持及び向上に関する事項
- 2 委員会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員 (以下「委員等」という。) は、 部会長が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、 委員会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- 4 主査は、委員会の事務を掌理する。
- 5 主査 に 事 故が、 あるときは、 委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、 その職務

を代理する。

(教員養成フラッグシップ大学推進委員会)

第三条 部会に、 次の各号に掲げる事項を分担させるため、 教員養成フラッグシップ大学推進委員会 (以 下

「委員会」という。)を置く。

認定課程を有する大学のうち、 教員の養成に係る教育研究上 の実績及び管理運営体制その 他 \mathcal{O} 状 況 を

総合的 に勘案して、 認定課程を有する他の大学の 認定 課 程 \mathcal{O} 改善に資する教育研究 活 動 \mathcal{O} 展 開 が 相 当程

度見込ま れるものとして文部科学大臣 |が指定する大学 (以 下 「教員養成フラッグシップ大学」という)

の公募要領や審査方法等の検討に関する事項

- 一教員養成フラッグシップ大学の実施計画の審査に関する事項
- 三 教員養成フラッグシップ大学の評価や成果の検証に関する事
- 几 前各号に掲げるもののほか、 教員養成フラッグシップ大学に関する事項

2

委員会に属すべき委員、

臨時委員及び専門委員

(以下「委員等」という。) は、

部会長が指名する。

- 3 委員会に主査を置き、 委員会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- 4 主査は、委員会の事務を掌理する。
- 5 主査 一に事 故があるときは、 委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、 その職務

を代理する。

(委員会の議事及び議決)

第四条 委員会は、 委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き議決すること

ができない。

2 委員会の議事 は、 出席した委員会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、 可否同数の時は、 主査 \mathcal{O}

決するところによる。

3

委員会が議決したときは、 主査は、 当該議事の経過及び結果を部会長に報告しなければならない。

審議組織)

第五条 部会に、 部会の決定により、 審議組織を置くことができる。

2 第二条第二項から第五項まで及び前条の規定は、 審議組織について準用する。

(会議の公開)

第六条 部会 (審 議組織を含む。 以下同じ。) の会議は、 次に掲げる場合を除き、 公開して行う。

部会長 (審 議組織にあっては、 審議 組織 の主査。 以下同じ。) の選任その他人事に関する事項を議決

する場合

二 課程認定に関する事項を審議する場合

三 教員養成フラッグシップ大学の審 査に関する事項を審議する場合

兀 前三号に掲げる場合のほ か、 部会長が、 公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼ

すおそれがあると認める場合その他正当な理由 があると認める場合

(会議の傍聴)

第七条 部会の会議を傍聴しようとする者は、 あらかじめ、 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 \sum

の条において 「事務局」 という。 の定める手続により登録を受けなければならない。 ただし、 部会の

会議を傍聴することができる者は、 次に掲げるものとし、その人数は、 原則として当該各号に掲げる人

- 放送機関、 新聞社、 通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
- 前号に掲げる者以外の者 原則として受付けの順序に従って事 務局 が 許可する人数
- 前 項 登録を受けた者 (以下この条において「登録傍聴人」 という。 は、 部会長の許可を受けて、

会

議 酸を撮影り 録画、 Ļ 又は録音することができる。 2

0

3 登録傍聴人は、 前項 の許可を受けようとするときは、 事務局の定める手続により申請するとともに、 会

議を撮影 録画 し、 又は録音するに当たっては、 事務] 局 の指示に従わなければならない。

- 4 登録傍 聴人は、 会議の 進行を妨げる行為又は他 の登録傍聴 人の 傍聴 を妨げる行為をしてはならない。
- 部会長は、 登録 傍聴人が、 第二項の規定による許可を受けず、 若しくは第三項の 規定による事 務 局 の指

5

退場を命ずる等適当な措置をとることができる。 示 に従わずに会議 既を撮影が Ļ 録 画 Ļ 若しくは録音したとき、 又は前項に規定する行為をしたときは

(会議資料の公開

第八条 部会長は、 部会の会議において配付した資料を公開 しなければならない。 ただし、 部会長は、

課

おそれ 程 一認定に関する事項を審議するとき及び公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、 会議資料の全部又は一部を非公開

とすることができる。

(議事録の公開)

第九条 部会長は、 部会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。 ただし、 部会長は、 課

程認定に関する事項を審議するとき及び公開することにより公平かつ中立な審議に著しい 支障を及ぼ す

おそれ があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、 議事録の全部又は一 部を非公開と

することができる。

2 前項 の規定により議事 録の全部又は一部を非公開とする場合には、 部会長は非公開とした部分について

議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定め るもの 0 ほ か、 部会及び委員会の議事 の手続その他部会及び委員会の 運営に関 し必

要な事 項 定 部 会にあっ ては部会長が部会に諮って定めるものとし、 委員会にあっては主査が委員会に

諮って定めるものとする。